

函館工業高等専門学校教職員に対する給与の口座振込実施要項

平成28年4月11日

函高専達第3号

(趣旨)

第1条 函館工業高等専門学校教職員に対する給与の口座振込については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第8号)、独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員給与規則(平成23年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第104号)及び独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員給与規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第13号)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(口座振込等の申出方法)

第2条 給与の口座振込を希望又は振込口座の変更をしようとするときは、給与の口座振込申出書(別記様式第1号)により申し出るものとする。

2 前項の申出は、口座振込等を希望する月の前月の15日までに、総務課人事係に提出して行うものとする。

(口座に振り込む給与の額等)

第3条 口座に振り込む給与の額は、給与の支給日に支払われる給与の額の全部とする。

(振込金融機関及び口座の種類)

第4条 教職員の給与を振り込むことのできる口座は、全国銀行協会加盟の金融機関(ゆうちょ銀行を含む。)に設けられた当該教職員の普通預金口座又は当座預金口座のうち一口座とする。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月11日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校職員に対する給与の口座振込実施要項(平成元年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。